

第百四十五回国会
衆議院
地方行政委員會議録 第十一号

平成十一年四月十三日(火曜日)

午後二時五十一分開議

出席委員

委員長 坂井 隆憲君

理事 谷 洋一君 理事 平林 鴻三君

理事 宮路 和明君 理事 山本 公一君

理事 古賀 一成君 理事 土肥 隆一君

理事 榎屋 敬悟君 理事 鰐淵 俊之君

理事 小島 敏男君 理事 滝 実君

中野 正志君 西川 公也君

平沢 勝栄君 藤井 孝男君

藤本 孝雄君 水野 賢一君

宮島 大典君 持永 和見君

保岡 興治君 桑原 豊君

葉山 峻君 細川 律夫君

松崎 公昭君 富田 茂之君

西村 章三君 穀田 恵二君

春名 真章君 知久馬 三子君

出席國務大臣

自治大臣 野田 毅君

出席府政委員

自治大臣官房長 嶋津 昭君

自治省行政局長 鈴木 正明君

兼内閣審議官 鈴木 正明君

委員外の出席者

地方行政委員会 専門員 藤沼 朗寿君

本日の會議に付した案件

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出 第百四十二回国会開法第七十九号)

○坂井委員長 これより會議を開きます。

第百四十二回国会、内閣提出、住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。野田自治大臣。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○野田(毅)國務大臣 ただいま議題となりました住民基本台帳法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

この法律案は、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードをもとに市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講じようとするものであります。以上が、この法律案を提案いたします理由であります。次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、住民票コードに関する事項であります。住民票の記載事項として新たに住民票コードを加えることとし、市町村長は、住民票に、転入した住民については転入前の住民票コードを、初めて住民票が作成される住民については全国を通じて重複しない住民票コードを記載することとしてあります。

また、住民は、住民票コードの記載の変更請求をすることができるとしてあります。第二は、住民基本台帳事務の簡素化、効率化に関する事項であります。住民は、住所以外の市町村長に対して、自己

または自己と同一の世帯に属する者の住民票の写しの交付を請求できるものとしてあります。

また、住民基本台帳カードの交付を受けている住民については、住所異動をする際に、転出地の市役所や町村役場に出向いて転出証明書の交付を受けることを不要にする手続を設けることとしてあります。

第三は、本人確認情報の処理及び利用等に関する事項であります。市町村長は、住民票の作成などを行ったときは、本人確認情報として、その住民票に記載された氏名、出生の年月日、男女の別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報を都道府県知事に電気通信回線を通じて通知するものとしてあります。

都道府県知事は、別表に掲げる国の機関等から別表に掲げる事務の処理に関し住民の居住関係の確認のための求めがあったときに限り、本人確認情報を提供するほか、一定の場合に本人確認情報を提供することとし、さらに、みずからの事務の遂行のために本人確認情報を利用することができるとしてあります。

また、都道府県に、本人確認情報の保護のための審議会を置くこととしてあります。第四は、指定情報処理機関に関する事項であります。都道府県知事は、自治大臣の指定する指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせることができることとし、これを行わせる際には、市町村長から通知された本人確認情報を電気通信回線を通じて指定情報処理機関に通知することとしてあります。

また、指定情報処理機関に、本人確認情報の保護のための委員会を置くこととしてあります。第五は、本人確認情報の保護に関する事項であります。

ります。

市町村長、都道府県知事、指定情報処理機関及び本人確認情報の受領者である国の機関等について、本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じようとする義務づけ、また、定められた目的以外での本人確認情報の利用または提供を禁止するとともに、本人確認情報の電子計算機処理等に從事するこれらの職員に対し本人確認情報に関する秘密保持義務を課し、これに違反した場合に、通常の公務員の秘密保持義務違反よりも重い罰則を科すこととしてあります。

また、民間において住民票コードが利用されることを制限するため、住民票コードの告知を要求することを禁止する規定を設けてあります。

特に、契約に際して住民票コードの告知を要求することや、住民票コードの記録されたデータベースを構成することを禁止し、これらに違反した場合に、都道府県知事が警告、命令を行うことができることとし、命令違反について罰則を科すこととしてあります。

さらに、自己の本人確認情報の開示と苦情処理についても、所要の規定を設けることとしてあります。

第六は、住民基本台帳カードの交付に関する事項であります。

住民は、市町村長に対し、氏名や住民票コードが記録された住民基本台帳カードの交付を求めることができるものとし、市町村は、この住民基本台帳カードを、条例で定める独自の目的のために利用することができることとしてあります。

最後に、本人確認情報の提供を受けることのできる国の機関等やその事務、都道府県知事が本人確認情報を利用することができる事務などを別表に掲載することとしてあります。

以上が、住民基本台帳法の一部を改正する法律

午後二時五十七分散会

住民基本台帳法の一部を改正する法律

目次中「第四章 届出(第二十一条—第三十条)」を

第二節 住民票コード（第三十條の二）
第二節 都道府県の事務等（第三十條の二）

第三節 指定情報処理機関(第三十条の十一)
第四節 本人確認情報の保護(第三十条の十二)
第五節 住民基本台帳カード(第三十条の十三)

に、「第四十四条」を「第

五十二條」に改める。

第二条中「その他市町村」を「その他の市町村に」、「行なわれ、を」行われ、「に」、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第三條第二項中「その他市町村」を「その他の市町村」に改め、同條第四項中「住民基本台帳の閲覧」を「第十一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧」に改める。

第七條第十一号中「同法第七條第一項第二号」を「同條第一項第二号」に改め、同條中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 住民票コード(番号、記号その他の符号

同。

第九条に次の一項を加える

3 第一項の規定による通知は、自治省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行ふものとする。ただし、自治省令で定める場合にあつては、この限りでない。

第十一条の見出しを（住民基本台帳の一部の写しの閲覧）に改め、同条第一項を次のように改める。

何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)に係る部分の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)の閲覧を請求することができる。

第十一条第三項を削り、同条第四項中「住民基本台帳の閲覧」を「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条第一項中「何人でも、市町村長に対し、住民票の写しを」住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳

を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し」に代り、同条第五項中「第一項を第一項又は第二項に、同項のをこれらの規定に規定する」に代り、

改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条

第五項とし、同条第三項中「第一項の住民票の写しの交付の請求があつたときは、特別の請求がない限り、を」特別の請求がない限り、第一項の住民票の写しの交付の請求があつたときはに、「第九号から第十三号まで」を「第九号から第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略したたき」を、第二項の住民票の写しの交付の請求があつたときは同条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 何人でも、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者であつて当該市町村が備える住民基本台帳に記録されているも

のに係る住民票の写しで第七條第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

第十二条の次に次の二条を加える。
(住民票の写しの交付の特例)
第十二条の二 住民基本台帳に記録されている者

は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条において「住
所地市町村長」という。）以外の市町村長に対
し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係

る住民票の写しで第七条第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の記載を省略したものの交付を請求することができる。

この場合において、当該請求をする者は、自治省令で定めるところにより、第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード又は自治

省令で定める書類を提示してこれをしなければならぬ。

2 前項の請求を受けた市町村長(以下この条において「交付地市町村長」という。)は、政令で定

める事項を同項の請求をした者の住所地市町村長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた住所都市町村長は、政令で定める事項を交付都市町村長に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた交付地市町村

長は政令で定めるところにより、第一項の請求に係る住民票の写しを作成して、同項の請求をした者に交付するものとする。この場合において、交付地市町村長は、特別の請求がない限り、第七条第四号及び第十三号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。

5 第二項又は第三項の規定による通知は、自治省令で定めるところにより、交付地市町村長又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機から

6 前条第三項及び第五項の規定は、第一項の請求について準用する。この場合において、同条第五項中「市町村長」とあるのは、「次条第二項機に送信することによつて行うものとする。

に規定する交付地市町村長」と読み替えるものとする。

(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事

第十二条の三 都道府県知事は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に脱漏若しくは

誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該住民基本台帳を備える市町村の市町村

長に通報しなければならない。

第十四条第一項中「前条を」前二条に改め、同条第二項中「市町村長を」その者が記録されている

る住民基本台帳を備える市町村の市町村長」に改める。

第二十條を次のように改める。

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十條 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票の写し（第十六條第二項

の規定により磁気ディスクをもって戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。第五十条において同じ。の交付を請求することができる。

2 第十二条第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同条第三項中「自治省令」とあるのは「法務省令・自治省令」と、同条第六項中「これらの規定に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「第二十条第一項の戸籍の附票の写し」と読み替えるものとする。

第二十二條第二項中「あらたに」を「新たに」に改め、「次に掲げる事項」の下に「いづれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項」を加え、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 転入前の住民票コード（転入をした者に、直ちに住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直ちに記載した住民票コードをいう。）

第二十二條第二項中「同項第六号」を「同項第七号」に改める。

第二十四條の次に次の一条を加える。

（住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する届出の特例）

第二十四條の二 第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（以下この条において「住民基本台帳カード」という。）の交付を受けている者が付記転出届（前条の規定による届出であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたものをいう。以下この条において同じ。）をした場合においては、最初の転入届（当該付記転出届をした日後その者が最初に行う第二十二條第一項の規定による届出であつて、自治省令で定めるところにより、その者の住民基本台帳カードを添えて行われるもの）をいう。以下この条において同じ。）については、第

二十二條第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

2 住民基本台帳カードの交付を受けている世帯主が行う当該世帯主に関する付記転出届に併せて、その世帯に属する他の者（以下この項及び第二十六條において「世帯員」という。）であつて住民基本台帳カードの交付を受けていないものが世帯員に関する付記転出届（住民基本台帳カードの交付を受けていない世帯員が行う前条の規定による届出であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたものをいう。以下この条において同じ。）をした場合においては、最初の世帯員に関する付記転出届をした日後当該世帯員が最初に行う第二十二條第一項の規定による届出であつて、当該世帯主が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六條第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わつて行うものをいう。以下この条において同じ。）については、第二十二條第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

3 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けた市町村長（以下この条において「転入地市町村長」という。）は、その旨を当該最初の転入届に係る付記転出届又は当該最初の世帯員に関する転入届に係る世帯員に関する付記転出届を受けた市町村長（以下この条において「転出地市町村長」という。）に通知しなければならない。

4 転出地市町村長は、前項の規定による通知があつたときは、政令で定める事項を転入地市町村長に通知しなければならない。

5 前二項の規定による通知は、自治省令で定めるところにより、転入地市町村長又は転出地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

第二十五條中「前三條」を「第二十二條から第二十四條まで」に改める。

第二十六條の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「その世帯に属する他の者」次項において「世帯員」という。）を「世帯員」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 本人確認情報の処理及び利用

等

第一節 住民票コード

第三十条の二 市町村長は、次項に規定する場合を除き、住民票の記載をする場合には、当該記載に係る者につき直ちに住民票の記載をした市町村長が当該住民票に直ちに記載した住民票コードを記載するものとする。

2 市町村長は、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票の記載をする場合において、その者がいづれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者であるときは、その者に係る住民票に第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された住民票コードのうちから選択するいづれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

3 市町村長は、前項の規定により住民票コードを記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に対し、その旨及び当該住民票コードを書面により通知しなければならない。

（住民票コードの記載の変更請求）

第三十条の三 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、その者に係る住民票に記載されている住民票コードの記載の変更を請求することができる。

2 前項の規定による住民票コードの記載の変更の請求（以下この条において「変更請求」という。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、その旨その他自治省令で定める事項を記載した変更請求書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に提出しなければならない。

3 市町村長は、前項の変更請求書の提出があつた場合には、当該変更請求をした者に係る住民票に従前記載されていた住民票コードに代えて、第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された住民票コードのうちから選択するいづれか一の新たな住民票コードをその者に係る住民票に記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

4 市町村長は、前項の規定により新たな住民票コードを記載したときは、速やかに、当該変更請求をした者に対し、住民票コードの記載の変更をした旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。

（政令への委任）

第三十条の四 前二条に定めるもののほか、住民票コードの記載に必要事項は、政令で定める。

（都道府県知事への通知）

第三十条の五 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七條第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項）については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記録されている同条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項（住民票の消除を行った場合には、当該住民票に記録されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令

で定めるものをいう。以下同じ。を都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、自治省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、自治省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

(他の市町村への本人確認情報の提供)

第三十条の六 市町村長は、他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、本人確認情報を提供するものとする。

第二節 都道府県の事務等
(都道府県知事の事務)

第三十条の七 都道府県知事は、自治省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による住民票コードの指定を行う場合には、自治省令で定めるところにより、あらかじめ他の都道府県知事と協議し、市町村長に対して指定する住民票コードが当該指定前に当該都道府県知事若しくは他の都道府県知事が指定した住民票コード又は他の都道府県知事が指定しようとする住民票コードと重複しないよう調整を図るものとする。

3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報(第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ)を提供するものとする。

4 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあっては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあっては条例で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関(以下この項及び第三十条の十第一項第四号において「区域内の市町村の執行機関」という。)に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

一 区域内の市町村の執行機関であつて別表第一の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
二 区域内の市町村の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

三 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。
5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあっては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあっては条例で定めるところにより、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関(以下この項及び第三十条の十第一項第五号において「他の都道府県の執行機関」という。)に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

一 他の都道府県の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
二 他の都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。
三 他の都道府県の都道府県知事から第十項に

規定する事務の処理に関し求めがあつたとき。

6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあっては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあっては条例で定めるところにより、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関(以下この項及び第三十条の十第一項第六号において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。)に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

一 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
二 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

三 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。
7 第五項の規定による本人確認情報の同項第三号に規定する他の都道府県の都道府県知事への提供は、自治省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である他の都道府県の都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

8 都道府県知事は第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事を除くは、毎年少なくとも一回、第三項の規定による本人確認情報の提供の状況について、自治省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

9 都道府県知事は、第三十条の五第二項の規定による電気通信回線を通じて本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に関し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。

10 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、市町村長に対し、必要な協力を要するものとする。

(都道府県における本人確認情報の利用)

第三十条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。
二 条例で定める事務を遂行するとき。
三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。

四 統計資料の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

(都道府県の審議会の設置)

第三十条の九 都道府県に、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会(以下「都道府県の審議会」という。)を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

第三節 指定情報処理機関

(指定情報処理機関の指定等)

第三十条の十 都道府県知事は、自治大臣の指定する者(以下「指定情報処理機関」という。)に、次に掲げる事務(以下「本人確認情報処理事務」という。)を行わせることができる。

一 第三十条の七第一項の規定による住民票コードの指定及びその通知

二 第三十条の七第二項の規定による協議及び調整

三 第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の別表第一の上欄に掲げる国の機関及び法人への提供

四 第三十条の七第四項の規定による本人確認情報の別表第二の上欄に掲げる区域内の市町村の執行機関及び同項第三号に規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村長への提供

五 第三十条の七第五項の規定による本人確認情報の別表第三の上欄に掲げる他の都道府県の執行機関及び同項第三号に規定する他の都道府県の都道府県知事への提供

六 第三十条の七第六項の規定による本人確認情報の別表第四の上欄に掲げる他の都道府県の区域内の市町村の執行機関及び同項第三号に規定する他の都道府県の都道府県知事への提供

七 第三十条の七第七項の規定による本人確認情報に関する資料の国の行政機関への提供

八 前項の規定による指定は、本人確認情報処理事務を行う者としての申請により行う。

九 第一項の規定により指定情報処理機関にその本人確認情報処理事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)は、本人確認情報処理事務(同項第四号及び第七号に掲げる事務を除く。)を行わないものとする。

十 委任都道府県知事は、指定情報処理機関に第

一項の規定により指定情報処理機関が行う第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の提供に係る手数料(次項において「情報提供手数料」という。)を指定情報処理機関の収入として收受させることができる。

十一 前項の場合における情報提供手数料の額は、委任都道府県知事の統括する都道府県の条例で定めるところにより、指定情報処理機関が定めるものとする。この場合において、指定情報処理機関は、あらかじめ、当該情報提供手数料の額について委任都道府県知事の承認を受けなければならない。

十二 (指定情報処理機関への通知等)

十三 第三十条の十一 委任都道府県知事は、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報、指定情報処理機関に通知するものとする。

十四 前項の規定による通知は、自治省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することにより行うものとする。

十五 第一項の規定による通知を受けた指定情報処理機関は、自治省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

十六 前条第一項の規定により指定情報処理機関が行う第三十条の七第五項の規定による本人確認情報の同項第三号に規定する他の都道府県の都道府県知事への提供は、自治省令で定めるところにより、指定情報処理機関の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

十七 指定情報処理機関は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、第三十条の五第三項の

規定により委任都道府県知事の磁気ディスクに記録された本人確認情報に誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該委任都道府県知事に通報するものとする。

十八 指定情報処理機関は、毎年少なくとも一回、前条第一項の規定により当該指定情報処理機関が行う第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の提供の状況について、自治省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

十九 指定情報処理機関は、委任都道府県知事に対し、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理を行う。以下同じ。に關し必要な技術的な助言及び情報の提供を行うものとする。

二十 指定情報処理機関は、委任都道府県知事の統括する都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、委任都道府県知事に對し、必要な協力をしなければならない。

二十一 (指定の基準)

二十二 第三十条の十二 自治大臣は、他に第三十条の十第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、同条第二項の規定による申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

二十三 職員、設備、本人確認情報処理事務等指定情報処理機関が行う本人確認情報処理事務、前条第三項及び第五項から第八項までに規定する事務並びに第三十条の三十七、第三十条の三十八及び第三十条の四十に規定する事務をいう。以下同じ。の実施の方法その他の事項についての本人確認情報処理事務等の実施に關する計画が本人確認情報処理事務等の適正かつ確実な実施及び本人確認情報の保

護のために適切なものであること。

二十四 前号の本人確認情報処理事務等の実施に關する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二十五 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人であつて、地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出しているものであること。

二十六 申請者が、本人確認情報処理事務等以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて本人確認情報処理事務等の適切な執行が困難となるおそれがないこと。

二十七 自治大臣は、第三十条の十第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第三十条の二十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十条の十六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第三十条の十三 自治大臣は、第三十条の十第一項の規定による指定をしたときは、当該指定情報処理機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

二十八 指定情報処理機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更

しようとする日の二週間前までに、その旨を自治大臣に届け出なければならない。

3 自治大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十条の十四 委任都道府県知事は、第三十条の十一第一項の規定により指定情報処理機関にその本人確認情報処理事務を行わせることとした旨を自治大臣に報告し、及び他の都道府県知事に通知するとともに、当該指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

2 指定情報処理機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を委任都道府県知事に届け出なければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(本人確認情報保護委員会の設置)

第三十条の十五 指定情報処理機関には、本人確認情報保護委員会を置かなければならない。

2 本人確認情報保護委員会は、指定情報処理機関の代表者の諮問に応じ、第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を指定情報処理機関の代表者に述べることができる。

3 本人確認情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、指定情報処理機関の代表者が任命する。

(役員の選任及び解任)

第三十条の十六 指定情報処理機関の役員の選任及び解任は、自治大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 自治大臣は、指定情報処理機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第三十条の十八第一項の本人確認情報

管理規程に違反する行為をしたとき、又は本人確認情報処理事務等に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定情報処理機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役職員等の秘密保持義務等)

第三十条の十七 指定情報処理機関の役員若しくは職員(本人確認情報保護委員会の委員を含む。第三項において同じ。又はこれらの職にあつた者は、本人確認情報処理事務等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 指定情報処理機関から第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等(電子計算機処理又はせん孔業務その他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。)の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関し知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 本人確認情報処理事務等に従事する指定情報処理機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(本人確認情報管理規程)

第三十条の十八 指定情報処理機関は、自治省令で定める本人確認情報処理事務等の実施に関する事項について本人確認情報管理規程を定め、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定情報処理機関は、前項後段の規定により本人確認情報管理規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 自治大臣は、第一項の規定により認可をした本人確認情報管理規程が本人確認情報処理事務

等の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定情報処理機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第三十条の十九 指定情報処理機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第三十条の十一第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定情報処理機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 指定情報処理機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、自治大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(交付金)

第三十条の二十 委任都道府県知事の統括する都道府県は、指定情報処理機関に対して、当該委任都道府県知事が行わせることとした本人確認情報処理事務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付金として交付するものとする。

2 前項の交付金の額については、当該委任都道府県知事が指定情報処理機関と協議して定めるものとする。

(帳簿の備付け)

第三十条の二十一 指定情報処理機関は、自治省令で定めるところにより、本人確認情報処理事務等に関する事項で自治省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(監督命令等)

第三十条の二十二 自治大臣は、本人確認情報処理事務等の適正な実施を確保するため必要がある

と認めるときは、指定情報処理機関に対し、本人確認情報処理事務等の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の適正な実施のために必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

(報告及び立入検査)

第三十条の二十三 自治大臣は、本人確認情報処理事務等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、本人確認情報処理事務等の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定情報処理機関の事務所に立ち入り、本人確認情報処理事務等の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事務の休廃止)

第三十条の二十四 指定情報処理機関は、自治大臣の許可を受けなければ、本人確認情報処理事

務等の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 自治大臣は、指定情報処理機関の本人確認情報処理事務等の全部又は一部の休止又は廃止により本人確認情報処理事務等の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 自治大臣は、第一項の規定による許可をしようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 自治大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十条の二十五 自治大臣は、指定情報処理機関が第三十条の十二第一項第三号に適合しなくなったとき、又は同条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 自治大臣は、指定情報処理機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本人確認情報処理事務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

一 第三十条の十二第一項各号(第三号を除く。)の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第三十条の十九第一項若しくは第三項、第三十条の二十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第三十条の十六第二項、第三十条の十八第三項又は第三十条の二十二第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十条の十八第一項の規定により認可を受けた本人確認情報管理規程によらないで本人確認情報処理事務等を行つたとき。

五 不正な手段により第三十条の十第一項の規定

定による指定を受けたとき。

3 自治大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により本人確認情報処理事務等の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(本人確認情報処理事務の委任の解除)

第三十条の二十六 委任都道府県知事は、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を指定情報処理機関及び他の委任都道府県知事に通知しなければならない。

2 委任都道府県知事は、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせないこととしたときは、その旨を自治大臣に報告するとともに、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせないこととした日を公示しなければならない。

(委任都道府県知事による本人確認情報処理事務の実施)

第三十条の二十七 委任都道府県知事は、指定情報処理機関が第三十条の二十四第一項の規定により本人確認情報処理事務の全部若しくは一部を休止したとき、自治大臣が第三十条の二十五第二項の規定により指定情報処理機関に対し本人確認情報処理事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定情報処理機関が天災その他の事由により本人確認情報処理事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において自治大臣が必要があると認めるときは、第三十条の十第三項の規定にかかわらず、当該本人確認情報処理事務の全部又は一部を行うものとする。

2 自治大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により本人確認情報処理事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により本人確認情報処理事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

(本人確認情報処理事務の引継ぎ等に関する省令への委任)

第三十条の二十八 前条第一項の規定により委任都道府県知事が本人確認情報処理事務を行うこととなつた場合、自治大臣が第三十条の二十四第一項の規定により本人確認情報処理事務の廃止を許可し、若しくは第三十条の二十五第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合又は委任都道府県知事が指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせないこととした場合における本人確認情報処理事務の引継ぎその他の必要な事項は、自治省令で定める。

第四節 本人確認情報の保護

(本人確認情報の安全確保)

第三十条の二十九 都道府県知事又は指定情報処理機関が第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等を行うに当たつては、当該都道府県知事又は指定情報処理機関は、当該本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、都道府県知事又は指定情報処理機関から第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(本人確認情報の利用及び提供の制限)

第三十条の三十 都道府県知事は、第三十条の七第三項から第六項まで、第三十条の八第一項若しくは第二項又は第三十七条第二項の規定により保存期間に係る本人確認情報を利用し、又は提供する場合を除き、第三十条の五第一項の規

定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。

2 指定情報処理機関は、第三十条の十第一項の規定により第三十条の七第三項から第六項まで又は第三十七条第二項に規定する委任都道府県知事の事務を行う場合を除き、第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。

(本人確認情報の電子計算機処理等に從事する市町村又は都道府県の職員等の秘密保持義務)

第三十条の三十一 本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に從事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に從事する都道府県の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関し知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村長又は都道府県知事から本人確認情報又は第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(本人確認情報に係る住民に関する記録の保護)

第三十条の三十二 都道府県知事又は指定情報処理機関の委託を受けて行う第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に從事している者又は従事していた者は、その事務に関し知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(受領者等による本人確認情報の安全確保)

第三十条の三十三 第三十条の六、第三十条の七

第三項から第六項まで又は第三十条の八第二項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村長その他の市町村の執行機関若しくは都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人(以下「受領者」という。)がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報(以下「受領した本人確認情報」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該市町村長その他の市町村の執行機関若しくは当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は当該国の機関若しくは法人は、受領した本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
(受領者の本人確認情報の利用及び提供の制限)
第三十条の三十四 受領者は、その者が処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報を利用し、又は提供するものとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。
(本人確認情報の電子計算機処理等に從事する受領者の職員等の秘密保持義務)
第三十条の三十五 第三十条の六、第三十条の七第四項から第六項まで又は第三十条の八第二項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に從事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 受領者から受領した本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。
(受領した本人確認情報に係る住民に関する記録の保護)
第三十条の三十六 受領者の委託を受けて行う受領した本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に從事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
(自己の本人確認情報の開示)
第三十条の三十七 何人も、都道府県知事又は指定情報処理機関に対し、第三十条の五第三項又は第三十条の十一第三項の規定により磁気ディスクに記録されている自己に係る本人確認情報について、書面により、その開示(自己に係る本人確認情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 都道府県知事又は指定情報処理機関は、前項の開示の請求(以下この項及び次条第一項において「開示請求」という。)があつたときは、開示請求をした者(以下この項及び次条第二項において「開示請求者」という。)に対し、書面により、当該開示請求に係る本人確認情報について開示をしなければならない。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
(開示の期限)
第三十条の三十八 前条第二項の規定による開示は、開示請求を受理した日から起算して三十日以内にしなければならない。
2 都道府県知事又は指定情報処理機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、同項の期間内に開示をすることができない理由及び開示の期限を書面により通知しなければならない。
(手数料)
第三十条の三十九 第三十条の三十七第一項の規定により指定情報処理機関に対し自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、指定情報処理機関が自治大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。
(自己の本人確認情報の訂正)
第三十条の四十 都道府県知事又は指定情報処理機関は、第三十条の三十七第二項の規定により開示を受けた者から、書面により、開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出があつたときは、遅滞なく調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し、書面で通知するものとする。
(苦情処理)
第三十条の四十一 都道府県知事又は指定情報処理機関は、この法律の規定により都道府県が処理する事務又は指定情報処理機関が行う本人確認情報処理事務等の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
(住民票コードの告知要求制限)
第三十条の四十二 市町村長その他の市町村の執行機関は、この法律に規定する事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

行機関は、この法律に規定する事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、この法律に規定する事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 指定情報処理機関は、この法律に規定する事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。
4 別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人は、その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。
(住民票コードの利用制限等)
第三十条の四十三 市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関、指定情報処理機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人(以下この条において「市町村長等」という。)以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に対し、当

行機関は、この法律に規定する事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に關し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようにとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース(第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に關する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの)をいう。以下この項において同じ。であつて、当該住民票コードの記録されたデータベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止すべきことを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることが出来る。

第五節 住民基本台帳カード

(住民基本台帳カードの交付)

第三十条の四十四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳

を備える市町村の市町村長に対し、自己に係る住民基本台帳カード(その者に係る住民票に記載された氏名及び住民票コードその他政令で定める事項が記録されたカードをいう。以下同じ。)の交付を求めることができる。

2 住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他自治省令で定める事項を記載した交付申請書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に提出しなければならない。

3 市町村長は、前項の交付申請書の提出があつた場合には、その者に対し、政令で定めるところにより、住民基本台帳カードを交付しなければならない。

4 住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は、自治省令で定める。

5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失したときは、直ちに、その旨を当該住民基本台帳カードを交付した市町村長に届け出なければならない。

6 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、転出をする場合その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該住民基本台帳カードを、当該住民基本台帳カードを交付した市町村長に返納しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする場合及び第二項の交付申請書に記載した事項につき異動があつた場合における手続に關する事項その他住民基本台帳カードに關し必要な事項は、政令で定める。

8 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる。

第三十一条第一項中「国又は都道府県は」を「国は都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村

に對しに、「市町村に對し、この法律の規定により市町村が」を「この法律の規定により都道府県又は市町村がに改め、同条第二項中「主務大臣又は都道府県知事は」を「主務大臣は都道府県知事又は市町村長に對し、都道府県知事は市町村長に對しに改め、市町村長に對しを削り、同条第四項中「市町村長は」を「都道府県知事は主務大臣に對し、市町村長は」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(報告及び検査)

第三十四条の二 都道府県知事は、第三十条の四十三第四項又は第五項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第二項又は第三項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十六条の次に次の二条を加える。

(住民票に記載されている事項の安全確保等)

第三十六條の二 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に關する事務の処理に当たつては、住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損の防止その他の住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、市町村長から住民基本台帳又は戸籍の附票に關する事務の処理の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三十六條の三 市町村長は、この法律の規定により市町村が処理する事務の実施に關する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第三十七條に次の一項を加える。

2 国の行政機関は、その所掌事務について必要があるときは、都道府県知事に對し、保存期間に係る本人確認情報に關して資料の提供を求めることができる。

第六章中第四十六條を第五十二條とする。

第四十五條第一項中「第二十二條から第二十五條まで」を「第二十二條から第二十四條まで又は第二十五條に、第二十八條を第二十四條の第二項若しくは第二項又は第二十八條に、五千元を五萬元に改め、同条第二項中「第二十二條から第二十五條まで」を「第二十二條から第二十四條まで又は第二十五條に、五千元を五萬元」に改め、同条を第五十一條とする。

第四十四條中「若しくは第三項を削り、住民基本台帳の閲覧若しくは住民基本台帳若しくはそのを」を「住民基本台帳の」に、「第十二條第一項を」を「第十二條第一項若しくは第二項」に改め、「住民票記載事項証明書の交付を受け」の下に「第十二條の二第一項の住民票の写しの交付を受け」を加え、「又は第二十二條の戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第三十三條の第三十七條第二項の規定による開示に、五萬元を十萬元に改め、同条を第五十條とする。

第四十三條を第四十九條とし、同条の前に次の三條を加える。

第四十六條 次の各号のいずれかに該当するとき

は、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十條の二十一の規定に違反して帳簿を

備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十条の二十三第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第三十条の二十四第一項の規定による許可を受けずに本人確認情報処理事務等の全部を廃止したとき。

第四十七条 第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第四十四条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、

その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

第四十二条の前の見出しを削り、同条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条を第四十五条とし、第六章中同条の前に次の三條を加える。

第四十一条 第三十条の十七第一項若しくは第二項、第三十条の三十一第一項若しくは第二項又は第三十条の三十五第一項から第三項までの規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第三十条の二十五第二項の規定による本人確認情報処理事務等の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第三十条の四十三第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

別表第一(第三十条の七関係)

提供を受ける国の機関又は法人	事	務
総務庁	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの	
総務庁	執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの	
総務庁	国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの	
科学技術庁又は技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第一條第一項に規定する指定試験機関	技術士法による技術士試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの	
科学技術庁又は技術士法第四十條第一項に規定する指定登録機関	技術士法による技術士又は技術士補の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの	

国土庁

不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)による不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの

国家公務員共済組合連合会

国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの

国家公務員共済組合連合会

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第百五十八号)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの

日本私立学校振興・共済事業団

私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第百四十五号)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの

厚生省

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの

農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの

運輸省

旅行業法(昭和二十七年法律第百二十九号)による旅行業の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの

運輸省又は旅行業法第二十二條の二第二項に規定する旅行業協会

旅行業法による旅行業務取扱主任者試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの

運輸省又は地域伝統芸能等を活用した行事の実施に関する観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)第十二條第一項に規定する指定認定機関

地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律による地域伝統芸能等通訳案内業の認定の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの

運輸省又は国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第十九條第一項に規定する指定登録機関

国際観光ホテル整備法によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの

運輸省

航空法(昭和二十七年法律第百二十一号)による航空機の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの

気象庁

気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)による気象予報士の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの

郵政省

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)による無線局の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの

労働省

労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による業務災害に関する保険給付若しくは通勤災害に関する保険給付の支給又は労働福祉事業の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの

労働省	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)による同法第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省又は労働安全衛生法第七十五條の二第一項に規定する指定試験機関	労働安全衛生法による同法第七十五条第二項に規定する免許試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省又は作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第三十二條の二第二項に規定する指定登録機関	作業環境測定法による作業環境測定士の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省	賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)による同法第七條の労働基準監督署長の確認に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省	雇用保険法(昭和四十九年法律第百十八号)による基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省又は雇用促進事業団	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省	雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十一号)による職業転換給付金の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて自治省令で定めるもの
建設省	建設業法(昭和二十四年法律第百号)による建設業の許可に関する事務であつて自治省令で定めるもの
建設省又は建設業法第二十七條の二第一項に規定する指定試験機関	建設業法による技術検定の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
建設省又は建設業法第二十七條の十九第一項に規定する指定資格者証交付機関	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であつて自治省令で定めるもの
建設省	浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)による浄化槽設備士の免状の交付に関する事務であつて自治省令で定めるもの
建設省	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十八号)による宅地建物取引業の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの
建設省	建築士法(昭和二十五年法律第百二二号)による一級建築士の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの

地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百一十一号)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第百五十二号)又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十一年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
地方公務員共済組合	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による同法第百三十四條第一項の通知若しくは第百三十七條第五項若しくは第百三十八條第三項(これらの規定を同法第百四十條第三項において準用する場合を含む。)の通知又は同法第百三十七條第一項(同法第百四十條第三項において準用する場合を含む。)の特別徴収に係る保険料額の徴収若しくは納入金の納入に関する事務であつて自治省令で定めるもの
地方公務員共済組合連合会	介護保険法による同法第百三十四條第四項(同法第百三十七條第六項及び第百三十八條第四項において準用する場合を含む。)若しくは第百三十八條第七項(同法第百三十八條第六項、第百四十條第三項及び第百四十一條第二項において準用する場合を含む。)の通知の経由又は同法第百三十七條第二項(同法第百四十條第三項において準用する場合を含む。)の特例徴収に係る納入金の納入の経由に関する事務であつて自治省令で定めるもの
地方議会議員共済会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの
消防団員等公務災害補償等共済基金又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)第二條第三項に規定する指定法人	消防団員等公務災害補償等共済基金又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防団員等福祉事業の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三條の七第二項に規定する指定試験機関	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
消防法第十七條の十一第一項に規定する指定試験機関	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
人事院若しくは国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第三條第一項に規定する実施機関又は防衛庁	国家公務員災害補償法(防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百二十八号)において準用する場合を含む。)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
別表第二(第三十條の七関係)	
提供を受ける区域内の市町村の執行機関	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)第四條第三項の政令で定める市(特別区を含む。)の長
公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)第四條第三項の政令で定める市(特別区を含む。)の長	公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であつて自治省令で定めるもの

市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議員又は長の選挙の投票をする場合に於いて公職選挙法第四十四条第二項の規定により提示することとされている文書の交付に關する事務であつて自治省令で定めるもの
選挙管理委員会	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人に当該都道府県の議員又は長の選挙の公職選挙法第四十九条の規定による投票を行わせることに關する事務であつて自治省令で定めるもの
市町村長	消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十八号)による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に關する事務であつて自治省令で定めるもの

別表第三(第三十条の七関係)

提供を受ける他の都道府県の執行機関	恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に關する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に關する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	旅行業法第二十四条の規定により委任された事務の実施に關する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	職業能力開発促進法による技能検定試験の実施その他技能検定に關する業務(同法第八十四条第二項の政令で定めるものに限る。)又は同法第一百一条の規定により委任された事務の実施に關する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	建設業法による建設業の許可に關する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に關する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に關する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に關する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に關する事務であつて自治省令で定めるもの

別表第四(第三十条の七関係)

提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関	事
公害健康被害の補償等に関する法律第四十三条第三項の政令で定める市(特別区を含む。)の長	務

市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議員又は長の選挙の投票をする場合に於いて公職選挙法第四十四条第二項の規定により提示することとされている文書の交付に關する事務であつて自治省令で定めるもの
市町村長	消防組織法による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に關する事務であつて自治省令で定めるもの

別表第五(第三十条の八関係)

恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に關する事務であつて自治省令で定めるもの	一
公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に關する事務であつて自治省令で定めるもの	二
旅行業法(昭和二十六年法律第二百一十七号)による一般旅客の渡航先の追加、一般旅客の記載事項の訂正又は一般旅客の査証欄の増補に關する事務であつて自治省令で定めるもの	三
児童扶養手当法(昭和三十一年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に關する事務であつて自治省令で定めるもの	四
特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第二百三十四号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に關する事務であつて自治省令で定めるもの	五
旅行業法第二十四条の規定により委任された事務の実施に關する事務であつて自治省令で定めるもの	六
通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百一十号)による通訳案内業の免許に關する事務であつて自治省令で定めるもの	七
職業能力開発促進法による技能検定試験の実施その他技能検定に關する業務(同法第六十四条第二項の政令で定めるものに限る。)又は同法第一百一条の規定により委任された事務の実施に關する事務であつて自治省令で定めるもの	八
は同法第一百一条の規定により委任された事務の実施に關する事務であつて自治省令で定めるもの	九
建設業法による建設業の許可に關する事務であつて自治省令で定めるもの	十
浄化槽法による浄化槽工事業の登録に關する事務であつて自治省令で定めるもの	十一
宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に關する事務であつて自治省令で定めるもの	十二
建築士法による二級建築士若しくは木造建築士の免許、一級建築士の住所等の届出の經由又は建築士事務所登録に關する事務であつて自治省令で定めるもの	十三
消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に關する事務であつて自治省令で定めるもの	附則
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	一 目次の改正規定、第二条、第三条及び第十一条の改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定第四章の二第一節、第三十条の七(第三項から第十項までに限る。)、第三十条の八、第三十条の九、第三十条の十(第四項及び第五項に限る。)、第三十条の十一、第三

十条の十五、第三十条の二十九、第三十条の三十、第三十条の三十二から第三十条の四十二、第三十条の四十二、第三十条の四十三及び同章第五節に係る部分を除く。）、第三十一条の改正規定、第三十六条の次に二条を加える改正規定、第六章第四十六条を第五十二条とする改正規定、第四十五条第一項の改正規定（五千元を「五万円」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（五千元を「五万円」に改める部分に限る。）、同条を第五十一条とする改正規定、第四十四条の改正規定（若しくは第三項を削る部分、「住民基本台帳の閲覧若しくは住民基本台帳若しくはそのを、住民基本台帳の」に改める部分及び「五万円」を「十万円」に改める部分に限る。）、同条を第五十条とする改正規定、第四十三条を第四十九条とし、同条の前に三条を加える改正規定（第四十八條に係る部分に限る。）、第四十二条の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同条を第四十五条とする改正規定並びに第六章同条の前に三条を加える改正規定（第四十二條第三十條の三十五第一項から第三項までの規定に係る部分を除く。）、及び第四十三條に係る部分に限る。並びに附則第六條及び第七條の規定、附則第八條の規定（附則第一條から第五條までに係る部分を除く。）、並びに附則第九條及び第十二條の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第九條に一項を加える改正規定、第十二條の次に二条を加える改正規定（第十二條の二に係る部分に限る。）、第二十四條の次に一条を加える改正規定、第二十五條及び第二十六條の改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定（第四章の二第五節に係る部分に限る。）、第四十五條第一項の改正規定（第二十二條から第二十五條までを「第二十二條から第二十四條まで」と改める部分に限る。）、並びに第四十四條の改正規定（住民票記載事項証明書の交付を受け」の下に、第十二條の二第一項の住民票の写しの交付を受け」を加える部分に限る。）、並びに附則第十條及び第十一條の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

第一類第二号 地方行政委員会議録第十一号 平成十一年四月十三日

項又は第二十八條に改める部分に限る。）、第四十五條第二項の改正規定（第二十二條から第二十五條までを「第二十二條から第二十四條まで」と改める部分に限る。）、並びに第四十四條の改正規定（住民票記載事項証明書の交付を受け」の下に、第十二條の二第一項の住民票の写しの交付を受け」を加える部分に限る。）、並びに附則第十條及び第十一條の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（転入届に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に住民基本台帳に記録されたことがある者であつて施行日以後いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）においても住民基本台帳に記録されていなかったもの（この法律の施行の際現に住民基本台帳に記録されていた者であつて政令で定めるものを除く。附則第四條において「施行日以後住民基本台帳に記録されていなかった者」という。）が施行日以後最初にこの法律による改正後の住民基本台帳法（以下「新法」という。）第二十二條第一項の規定による届出をする場合における同項の規定の適用については、同項中「いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては」とあるのは、「いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者及び住民基本台帳に記録されたことがない者及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）附則第一條に規定する施行日以後住民基本台帳に記録されていなかった者にあつては」とする。

（住民票コードの記載に関する経過措置）

第三条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、施行日に、この法律の施行の際現に住民基本台帳に記録されている者（政令で定めるものを除く。）に係る住民票に新法第三十條の七第一項の規定により都道府県知事から指定された新法第七條第十三号に規定する住民票コード

（以下「住民票コード」という。）のうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合においては、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

第四条 市町村長は、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票の記載をする場合において、その者が施行日以後住民基本台帳に記録されていなかった者であるときは、新法第三十條の二第一項の規定にかかわらず、その者に係る住民票に新法第三十條の七第一項の規定により都道府県知事から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合においては、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

第五条 市町村長は、前二條の規定により住民票コードを記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に対し、その旨及び当該住民票コードを書面により通知しなければならない。

（指定情報処理機関に関する経過措置）

第六条 施行日前に指定情報処理機関の指定がされた場合においては、指定情報処理機関は、新法第三十條の十第一項の規定にかかわらず、施行日の前日までの間は、同項第三号から第七号までに掲げる事務を行わないものとする。

（本人確認情報の処理及び利用等の準備行為）

第七条 市町村長、都道府県知事及び指定情報処理機関は、施行日前においても、新法第四章の二に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることが出来る。

（指定都市の特例）

第八条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市に對する附則第二條から第五條まで及び前條の規定の適用については、政令で特別の定めをする

ことができる。

（その他の経過措置の政令への委任）

第九条 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（国民健康保険法の一部改正）

第十条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第八項中「第二十二條から第二十五條までを」を「第二十二條から第二十四條まで又は第二十五條」に、「附記」を「付記」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第十一条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十二條第五項中「第二十二條から第二十五條までを」を「第二十二條から第二十四條まで又は第二十五條」に改める。

（自治省設置法の一部改正）

第十二條 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五條中第八號の三を第八號の四とし、第八號の二を第八號の三とし、第八號の次に次の一号を加える。

八の二 住民基本台帳法に基づき、指定情報処理機関を指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと。

理 由

住民の利便を推進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードを基に市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十一年四月十六日印刷

平成十一年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局